

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和4年3月16日

水曜日

第4909号

目次

規 則	
○富山県立総合衛生学院学則を廃止する規則	1
告 示	
○都市計画事業の事業計画の変更認可	
○保安林の指定予定	2
○指定管理者の指定	5
公 告	
○都市計画の図書の写しの縦覧	7

~~~~~  
**規 則**  
~~~~~

富山県立総合衛生学院学則を廃止する規則を公布する。

令和4年3月16日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第3号

富山県立総合衛生学院学則を廃止する規則

富山県立総合衛生学院学則（昭和49年富山県規則第24号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(医務課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第101号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の

事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月16日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

7・6・269号 牛島本町線

3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

令和元年7月29日から令和5年3月31日まで

富山県告示第102号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年3月16日

富山県知事 新 田 八 朗

1(1) 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市相倉字中谷歩36の1、37の1、43の1、44、45、102の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市入谷字池田10の2、10の3、11の1、11の3、利賀村新山字道
下18

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第103号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和4年3月16日

富山県知事 新 田 八 朗

1(1) 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市大鋸屋字大谷島40の101から40の103まで

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市大鋸屋字若杉島10の19、10の20、17の25、17の26、18の13、18の14、字山田島5971から5974まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第104号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和4年3月16日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県富山市片掛字峠28の12から28の15まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第105号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和4年3月16日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

伏木富山港新湊地区国際物流ターミナル

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

伏木富山港港湾運送事業協同組合 高岡市伏木湊町5番1号

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

富山県告示第106号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和4年3月16日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山新港元気の森公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

トナミグリーン・富山岸グリーンサービス企業体
代表者

トナミグリーン株式会社 南砺市泉沢 183番地1

企業体構成員

トナミグリーン株式会社 南砺市泉沢 183番地1

株式会社富山岸グリーンサービス 富山市赤田 827番地5

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

都市計画の図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により射水市から次の都市計画の図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 16 日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類及び名称

（種類） 富山高岡広域都市計画地区計画

（名称） 道の駅周辺地区 地区計画

